



地域の建設業が危機に直面している。2008年度上期の建設業の倒産件数(負債1000万円以上の法的整理、帝国データバンク調べ)は、前年同期比16%増の1633件に上った。特に地域の有力企業の破たんが目立っている。

公共事業の減少や入札制度改革もたらした受注競争の激化で建設業は体力を消耗してきた。最近では、資材の高騰や、取引先の不動産会社の倒産もマイナス要因に加わった。

現実には、サブプライムローン問題などを背景とする、金融機関の「貸し渋り」や「貸しはがし」などが破たんの引き金になるケースが増えている。「工事があっても融資を受けられず、本来なら回避できたはずの倒産が起きている」と指摘する声も業界から聞

地域建設業の倒産

こえている。

事態を重く見た国土交通省は、資金調達の円滑化のため公共工事請負代金債権を流動化しようと、「地域建設業経営強化融資制度」を11月から開始する。建設業振興基金と保証事業会社の債務保証を組み合わせ、工事の出来高を超える融資を受けられるようにする。

金融庁は、中小企業金融の円滑化策でも問題は大きい。

「非常事態」としての対策を

として金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)(04年改訂)を作成。企業の実態に応じたきめ細かいリスク管理などをとし9月、あらためて金融機関に要請した。また、実態の把握のため「金融円滑化ホットライン」(電話03-5251-7755)を4月から開設しており、借り手の声を聞くとともにアドバイスを行っている。

実際に「貸し渋り」などを受けた場

合、金融庁のマニュアルを参考にした事前公表を行っている場合、低入札の指標になるこの制度を廃止すること

だ。価格情報の事前公表の目的は職員を通じて情報漏えいの防止でしかない。本来は服務規律の厳格化によって対処すべき問題だ。

また、年度後半に集中している発注時期の平準化などの効果も大きい。

米国を中心に世界的に金融不安が強まり、景気が急速に冷え込んでいる。

すべての関係機関が現在の状況を「非常事態」ととらえ、できる限りの対策を早急に講じなければならない。地方公共団体など発注機関は、地域経済の危機である現在の事態を直視し、入札制度を早急に見直し、何よりも初めに建設業の経営に深刻な影響を及ぼしている低価格入札を排除する必要がある。

効果的な対策の一つは、予定価格のよいのではないか。